

「人権を確かめあう日」リレーメッセージについて

市では、2004年8月11日から、毎月11日を「人権を確かめあう日」と定めています。

そして、このことを多くの人に知っていただき、人権への思いを深めていただくため、毎月11日に、庁内放送を利用して、リレー形式で各部局から人権に関するメッセージを朗読していただいています。今月のメッセージはこちらです。どうぞご覧下さい。

「人権を確かめあう日」リレーメッセージ No.259

2026. 4. 10 市民部



市民のみなさん、職員のみなさん、こんにちは。毎月11日は「人権を確かめあう日」です。今月は、市民部から259回目のメッセージをお送りします。

市民の誰もが予期せぬ犯罪に巻き込まれ、その被害者となる可能性があります。犯罪被害者やそのご家族は、事件による直接的な心身の傷に加え、その後も長く続く様々な困難に直面します。

まず、大切な家族を失った悲しみ、恐怖の記憶による精神的ショック、身体の不調が長く続くことがあります。また、家計を担う人を失ったり、治療費がかさんだりするだけでなく、後遺症のために従来どおりの仕事ができなくなるなど、経済的に困窮することも少なくありません。捜査や裁判の過程で辛い記憶を呼び起こすことも大きな精神的負担となります。

さらに、周囲からの好奇の目や、偏見、誤解による心ない言動や中傷、興味本位の質問に傷つくこともあります。近年では、インターネット上でのいわれなき書き込みや、報道機関による過剰な取材など、いわゆる「二次被害」に苦しめられるケースも少なくありません。

名張市では、こうした方々が一日も早く平穏な日常生活を取り戻せるよう、令和7年6月に「名張市犯罪被害者等の支援に関する条例」を制定しました。

犯罪の被害に遭われた方が再び安心して暮らすためには、制度による支援だけでなく、周囲の温かい理解が不可欠です。私たち一人ひとりが犯罪被害者の置かれた過酷な状況や心情を正しく理解し、温かい配慮を持って接することが何よりも大切です。

これで、市民部からのメッセージを終わります。

